

景観重要建造物の指定について

豊橋市は令和3年4月に景観法に基づく景観計画の運用を開始し、美しく地域らしい景観づくりに向けて、建築行為等に対する規制・誘導や景観上重要な資源の保全など、新たな取り組みを開始することにしました。

そうした取り組みのひとつとして、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を進めることとし、昨年度は豊橋市公会堂と野依八幡社のシダレザクラを指定しました。

引き続き今年度は、景観重要建造物3件の指定を行いたいと考えています。

■ 1 景観重要建造物と景観重要樹木とは

景観重要建造物と景観重要樹木は、良好な景観形成に重要な建造物や樹木を景観法に基づき指定するものです。歴史・文化的な価値や学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

指定の方針と指定基準は、景観計画に示しており、所有者の意見を聴いた上で市長が指定します。

※ 詳しくは、資料2「景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度」を参照

■ 2 今年度の指定候補の選定について

今年度の指定候補の選定にあたって、文化財をはじめ景観計画策定時に収集した景観資源の情報などをもとに、景観的に特に優れたものを抽出しました。(表1、表2参照)

その上で、景観重要建造物等の指定の方針と指定基準を十分に満たし、所有者の同意が得られ、2年目の指定にふさわしく、制度のPR効果の高い下記の3物件を今年度の指定候補として選定しました。

● 今年度の指定候補



▲ 二川宿本陣



▲ 旧旅籠屋「清明屋」



▲ 旧商家「駒屋」

■ 表1 景観重要建造物の指定物件と候補物件

No.	名称	所在地	所有者	写真	備考
1	豊橋市公会堂	八町通 2-22	豊橋市		<ul style="list-style-type: none"> ・本市を代表するシンボリックな近代建築 ・国登録有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R4.3.20)
2	二川宿本陣	二川町字中町 65、65-1 一部	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・二川宿の歴史を後世に伝える大名の宿 ・市指定史跡
3	旧旅籠屋「清明屋」	二川町字中町 64-1	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・二川宿の歴史を後世に伝える旅籠屋 ・市指定有形文化財
4	旧商家「駒屋」	二川町字新橋町 21	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・二川宿の歴史を後世に伝える商家 ・市指定有形文化財
5	豊橋市民俗資料収蔵室（旧多米小学校校舎）	多米町字滝ノ谷 34-1-1	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和の懐かしい木造校舎 ・国登録有形文化財
6	西駒屋田村家住宅主屋	二川町字中町 147-1	個人		<ul style="list-style-type: none"> ・二川宿にある醸造業の歴史的建築物 ・国登録有形文化財
7	前芝の燈明台	前芝町字青木 95 地先堤防	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・前芝湊の歴史を伝える燈明台 ・県指定史跡
8	吉田城（鉄櫓・石垣）	今橋町 3	豊橋市		<ul style="list-style-type: none"> ・本市のふるさとの景観のシンボル ・吉田城址は市指定史跡 ・吉田城址の保存活用計画を現在検討中

：令和3年度指定物件、

：令和4年度指定候補物件

■ 表2 景観重要樹木の指定物件と候補物件

No.	名 称	所在地	所有者	写 真	備 考
1	野依八幡社のシダレザクラ	野依町字八幡1	野依八幡社		<ul style="list-style-type: none"> ・本市を代表する美しい花木 ・市指定天然記念物 ・巨木・名木100選 ※景観重要樹木指定済み (R4.3.20)
2	龍源院のお葉つきイチヨウ	船渡町字城戸中20	龍源院		<ul style="list-style-type: none"> ・船渡町の集落のシンボリックな大木 ・市指定天然記念物 ・巨木・名木100選
3	長楽のヒノキ	石巻本町字板取17	宗教法人長楽寺		<ul style="list-style-type: none"> ・姫街道沿いの集落の近くにある風格ある古木 ・市指定天然記念物 ・巨木・名木100選
4	くすの木通のクスノキ並木	八町通四丁目ほか	豊橋市		<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロードにある本市を代表する並木 ・巨木・名木100選

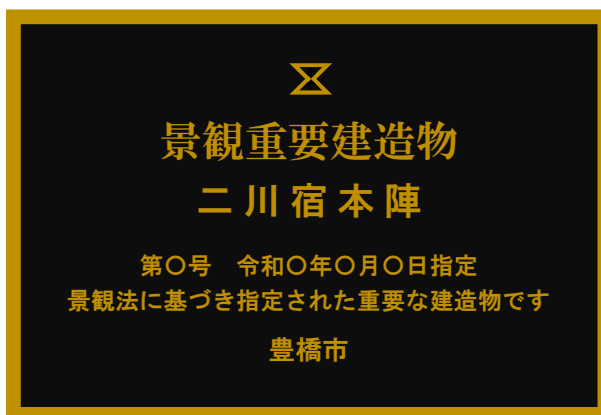
：令和3年度指定物件

■ 3 今年度の指定候補の概要と指定基準への適合状況について

- (1) 二川宿本陣 資料1-①
- (2) 旧旅籠屋「清明屋」 資料1-②
- (3) 旧商家「駒屋」 資料1-③

■ 4 今後の予定について

- 令和5年2月上旬まで 標識の制作・設置
*景観法の規定により、指定物件には標識の設置が義務付けられています。
- 令和5年2月上旬 指定の告示
所有者への指定の通知
公表（報道発表、市ホームページへの掲載など）



▲ 標識のイメージ（A4サイズ、真鍮）

■ 5 来年度以降の指定について

景観重要建造物と景観重要樹木の候補となる物件は、表1、表2に掲載したものや、それ以外にも考えられます。本制度や指定物件を広く周知し、市民や所有者の意見を踏まえながら、来年度以降も新たな物件の指定を検討していきます。

■ 景観重要建造物指定候補：二川宿本陣

名 称	二川宿本陣
所 在 地	豊橋市二川町字中町 65 番地、65 番地の 1 一部
所 有 者	豊橋市（教育委員会 美術博物館）
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構 造 ・ 規 模	<p>○主屋棟 主 屋：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 348.27 m² 玄関棟：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 155.86 m² 書院棟：木造平屋建て、入母屋造、棧瓦葺き、床面積 223.19 m²</p> <p>○土 蔵 東土蔵：木造 2 階建て、切妻造、本瓦葺き、床面積 63.79 m² 西土蔵：木造 2 階建て、切妻造、本瓦葺き、床面積 36.69 m² 鍬 蔵：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 8.27 m²</p> <p>○表 門 表 門：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 3.59 m²</p> <p>※ 棟の区分等は、二川宿本陣改修復原工事概要報告書による。</p>
建 築 年 代	<p>○主屋棟 主 屋：西棟・・宝暦 3 年（1753）、東棟・・嘉永 2 年（1849） 玄関棟：安政 3 年（1856） 書院棟：平成 3 年（1991）新築復原</p> <p>○土 蔵 東土蔵：享保 3 年（1718） 西土蔵：享保 18 年（1733） 鍬 蔵：享保 18 年（1733）</p> <p>○表 門 表 門：嘉永 3 年（1850）</p> <p>※ 建築年代は、二川宿本陣改修復原工事概要報告書による。</p>
指 定 の 範 囲	<p>建造物 7 棟 * 復原建造物のみ。資料館とトイレは含まず。</p>

<p>建造物の概要 と 外観の特徴</p>	<p>二川宿本陣は、江戸時代後期の文化4年（1807）より明治3年（1870）まで、東海道二川宿の本陣を勤めた馬場家の遺構で、旧東海道筋においては、国指定史跡である草津宿本陣田中家に次いで最も保存度の良い貴重な宿駅遺構である。</p> <p>豊橋市は、昭和60年（1985）に馬場家より土地建物の寄贈を受け、昭和63年より3か年をかけて改修復原工事を行い、本陣の建造物が最も整備された江戸時代末期の姿に復原した。明治以降、馬場家では酒造業や味噌・醤油の醸造業をはじめていたことから、寄贈時の建物は大きな改造を受け、大名等の宿泊する書院棟は取り壊されていた。しかし、残された間取り図や木材の痕跡調査等により主屋・玄関棟・土蔵等は改修復原し、書院棟も新築復原することができた。同時に本陣の建物の背後に、「江戸時代の交通と地域の歴史・文化」をテーマとする資料館を建設し、平成3年（1991）8月、二川宿本陣資料館として開館した。</p> <p>開館以来、各種企画展やイベントが開催され、市内外から多くの人々が訪れている。また、二川地域のまちづくりの中心的な施設として活用されている。</p> <p>大名や公家などの貴人が泊まる施設である本陣は、宿場の中心となる建造物で、各棟の外観に本陣としての特徴が見られる。</p> <p>旧東海道に面する主屋は、二川宿のまち並みの特徴である切妻平入りの外観を有し、広い間口にゆったりとした大屋根がかかり、深い軒の出が趣のある陰影を生み出している。街道面は葺戸（しとみど：板戸の一種で、上半分と下半分が分離され、開放できるもの）や大戸（おおど：表入り口の大きな戸）、漆喰塗壁などで構成され、左右の妻壁は全面羽目板となっている。主屋の南には、切妻棧瓦葺きの玄関棟と入母屋棧瓦葺きの書院棟の屋根並みが繋がり、本陣の風格を生み出している。</p> <p>大名などを迎え入れた表門は、切妻平入りの薬医門（やくいもん：平屋建ての門の中で最も格式の高い様式）で、門扉には装飾金物が打ち付けられ、左右には袖塀が設けられている。門の奥には、式台（低い板張りの床）のある玄関の間が設けられ、本陣としての格式高い空間がつけられている。</p> <p>玄関棟の西には、切妻造本瓦葺きで下屋庇を有する東土蔵と西土蔵が建ち並び、重厚な印象を生み出している。また、西土蔵とそれに繋がる鍬蔵の西壁面は、なまこ壁（壁面に平瓦を貼り、瓦の目地に漆喰を蒲鉾形に盛り付けて塗ったもの）となっており、情緒ある景観を生み出している。</p> <p>このように、江戸時代末期の姿を復原した風格ある本陣は、二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。また、その歴史・学術上の価値の高さから、昭和62年に市の史跡に指定されている。</p>
-------------------------------	---

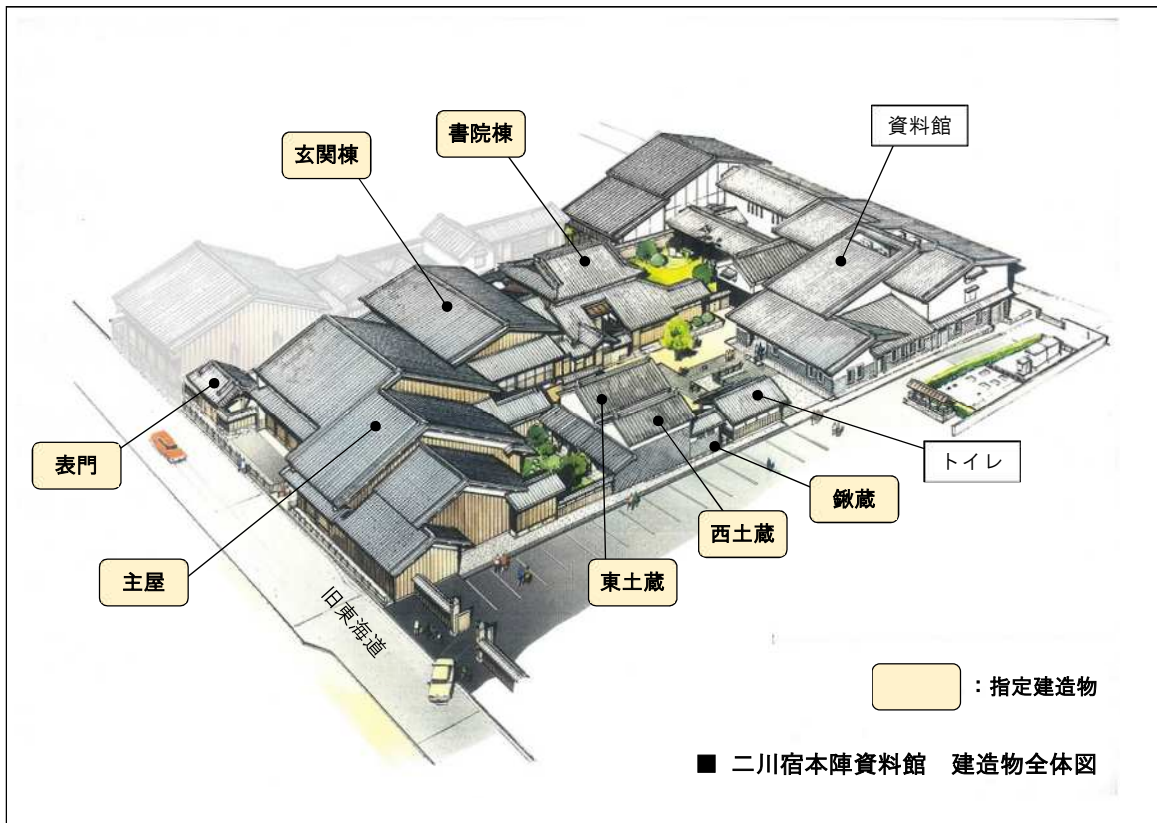
<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている <p>また、旧東海道に沿って建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本建造物は、江戸時代後期から東海道二川宿の本陣を勤めた馬場家の遺構で、改修復原工事により、本陣の建造物が最も整備された江戸時代末期の姿に復原したものである。旧東海道に面する主屋をはじめ、表門や土蔵など、7棟の建造物は、本陣としての格式の高い外観を有し、二川宿の景観の主役となっており、歴史的なまち並み景観形成の規範となるものである。</p> <p>また、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りになっており、その歴史・学術上の価値の高さから、市の史跡に指定されている。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>豊橋市指定史跡（昭和 62 年 11 月 26 日指定）</p>
<p>写 真</p>	

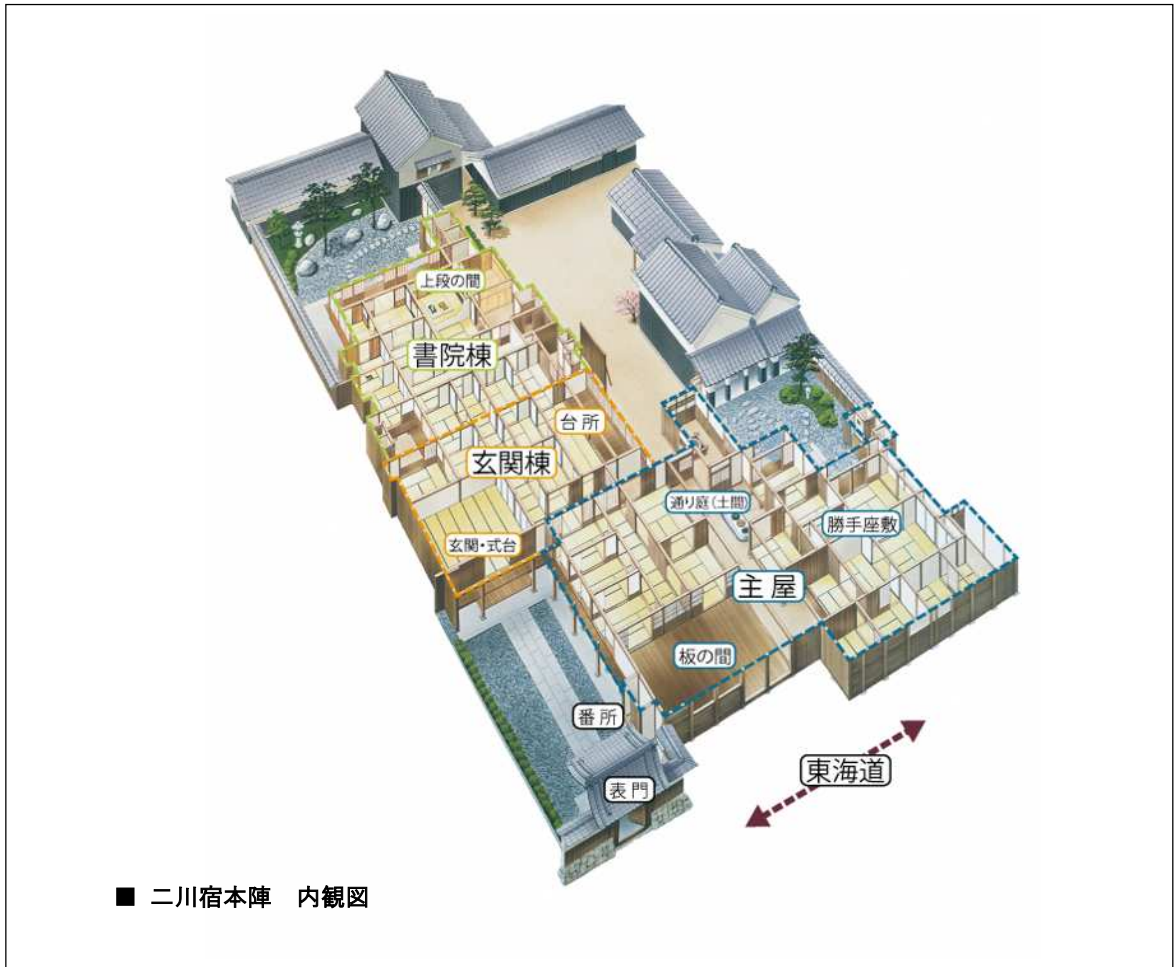
■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本建造物は、東海道二川宿の本陣で、二川地域のまちづくりの中心施設になっている。旧東海道筋においては、草津宿本陣に次いで最も保存度の良い貴重な宿駅遺構である。旧東海道に面する主屋をはじめ、表門や土蔵など、7棟の建造物は、本陣としての格式の高い外観を有しており、二川宿のまち並み景観の主役で、本市を代表する歴史的建造物になっている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本建造物は、大名や公家などの貴人が泊まる施設であった本陣で、改修復原工事により江戸時代末期の姿に復原したものである。各棟は、専門家の監修のもと、極力当時の部材を用いて、伝統工法により復原されている。その歴史・学術上の価値の高さから、市の史跡に指定されている</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき指定した「二川宿景観形成地区」にある。本地区では、「歴史的な建造物と新たな建物が美しく調和したまち並み」を目標とし、地域住民と大学、市が協働でまち並み景観形成に取り組んできている。</p> <p>江戸時代末期の姿に復原された本陣の建造物は、二川宿の景観の主役であり、これらに調和するよう歴史的なまち並み景観形成が進められている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	○	<p>本建造物は、本陣馬場家12代目の当主が、近世交通史上価値の高い建造物を後世に残したいとの思いで市に寄贈したものである。寄贈を受けた市は、改修復原等を行うとともに、資料館を建設し、一般公開している。開館以来、市内外から多くの人々が訪れ、二川地域のまちづくりの中心施設としても活用されている。</p> <p>また、二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。</p> <p>このように、本建造物は、広く市民に親しまれ、愛され続けているものである。</p>



▲ 二川宿本陣資料館全景





▲ 表門と主屋



▲ 玄関棟



▲ 書院棟



▲ 東土蔵(左)と西土蔵(右)



▲ 釜蔵(左手前)・西土蔵(左奥)・東土蔵(右)

■ 景観重要建造物指定候補：旧旅籠屋「清明屋」

名 称	旧旅籠屋「清明屋」
所 在 地	豊橋市二川町字中町 64 番地の 1
所 有 者	豊橋市（教育委員会 美術博物館）
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構造・規模	<p>主 屋：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 117.60 m² 繋ぎの間：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 24.95 m² 奥座敷：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 39.85 m² 便 所：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 12.28 m²</p> <p>※ 棟の区分等は、旅籠屋「清明屋」保存修理工事報告書による。</p>
建築年代	<p>主 屋：文化 14 年（1817）、 繋ぎの間・奥座敷：文政～天保 便 所：明治中期</p> <p>※ 建築年代は、旅籠屋「清明屋」保存修理工事報告書による。</p>
指定の範囲	<p>建造物 4 棟 * 復原建造物のみ。土蔵と裏座敷は含まず。</p>

建造物の概要
と
外観の特徴

旧旅籠屋「清明屋」は、寛政年間（1789～1801）頃より明治初年まで一般庶民の宿である旅籠屋を営んだ倉橋家の遺構である。江戸時代後期の当地域の典型的な旅籠屋遺構で、往時の姿が完全な形で保存されている極めて貴重な建造物である。

江戸時代後期の二川宿には、平均 30 軒前後の旅籠屋があったが、本陣に隣接する清明屋は、二川宿の旅籠屋としては比較的規模が大きかった。

旅籠屋廃業後は、様々な商売を営み、昭和に入って以降近年までは薬局を業としていた。

平成 11 年（1999）、貴重な旅籠屋の遺構を後世に残すため、倉橋家より建物寄附の申し出があり、豊橋市では、これを受け、平成 12 年度に基本調査を実施し、平成 13 年（2001）2 月には市の有形文化財に指定した。続いて、平成 14 年度に解体工事、平成 15～16 年度には改修復原工事を行い、江戸時代末期の姿に復原した。


二川宿本陣と隣接しており、平成 3 年（1991）に開館した二川宿本陣資料館と一体的な施設として一般公開している。公開以来、市内外から多くの人々が訪れ、二川地域のまちづくりの中心的な施設にもなっている。

清明屋は、一般庶民の宿として、宿場の重要な役割を担った建造物で、旧東海道での保存の類例が少ないなかで、主屋・繋ぎの間・奥座敷・便所といった旅籠屋建築の典型的な全貌を見ることができる。

旧東海道に面する主屋は、二川宿のまち並みの特徴である切妻平入りの外観を有し、深い軒の出が趣のある陰影を生み出している。1 階の表構えは、蔀戸（しとみど：板戸の一種で、上半分と下半分が分離され、開放できるもの）や大戸（おおど：表入り口の大きな戸）で構成され、解放された開口部からは奥座敷に至る内部の様子がうかがえる。2 階の表構えは、漆喰塗の壁面に、全面出格子となっており、東西には袖壁が設けられ、情緒ある景観を生み出している。

本陣に面する主屋と繋ぎの間、奥座敷の壁面は、全面羽目板張り、本陣の表門から玄関棟に至る空間に落ち着きをもたらしている。

このように、江戸時代末期の姿を復原した典型的な旅籠屋建築である清明屋は、二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。また、その歴史・学術上の価値の高さから、平成 13 年に市の有形文化財に指定されている。

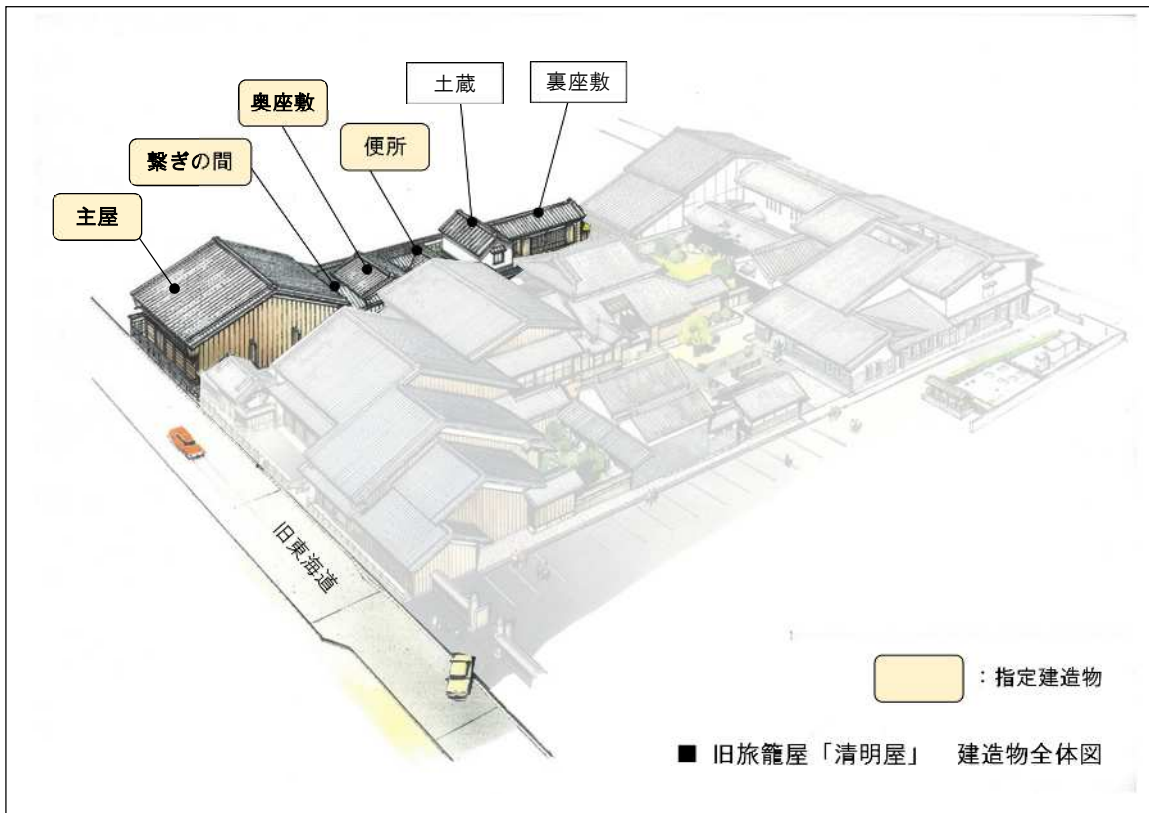
<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている <p>また、旧東海道に沿って建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本建造物は、江戸時代から明治初年まで一般庶民の宿である旅籠屋を営んだ倉橋家の遺構で、改修復原工事により、江戸時代末期の姿に復原したものである。主屋・繋ぎの間・奥座敷に便所からなる往時の一連の建物が保存され、江戸時代後期の当地域の典型的な旅籠屋の外観を有し、二川宿の歴史的なまち並み景観形成の規範となるものである。</p> <p>また、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りになっており、その歴史・学術上の価値の高さから、市の有形文化財に指定されている。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>豊橋市指定有形文化財（平成 13 年 2 月 5 日指定）</p>
<p>写 真</p>	

■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本建造物は、東海道二川宿の３つの重要な遺構（本陣・旅籠屋・商家）のうちのひとつで、二川地域のまちづくりの中心的な施設になっている。旧東海道に面して、江戸時代後期の典型的な旅籠屋の外観を見せ、二川宿本陣や旧商家「駒屋」とともに二川宿のまち並み景観の主役となっており、本市を代表する歴史的建造物にもなっている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本建造物は、江戸時代から明治初年まで一般庶民の宿である旅籠屋を営んだ倉橋家の遺構で、改修復原工事により、江戸時代末期の姿に復原したものである。主屋、繋ぎの間、奥座敷に便所からなる往時の一連の建物が保存され、江戸時代後期の当地域の典型的な旅籠屋の外観に復原されている。その歴史・学術上の価値の高さから、市の有形文化財に指定されている</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき指定した「二川宿景観形成地区」にある。本地区では、「歴史的な建造物と新たな建物が美しく調和したまち並み」を目標とし、地域住民と大学、市が協働でまち並み景観形成に取り組んできている。</p> <p>江戸時代末期の姿に復原された旅籠屋の建造物は、二川宿の景観の主役であり、これらに調和するよう歴史的なまち並み景観形成が進められている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	○	<p>本建造物は、倉橋家が、貴重な旅籠屋の遺構を後世に残したいとの思いで市に寄贈したものである。寄贈を受けた市は、改修復原を行い、隣接する二川宿本陣や資料館とともに一体的な施設として一般公開している。開館以来、市内外から多くの人々が訪れ、二川地域のまちづくりの中心的な施設としても活用されている。</p> <p>また、二川宿本陣とともに二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。</p> <p>このように、本建造物は、広く市民に親しまれ、愛され続けているものである。</p>



▲ 二川宿本陣資料館全景





▲ 主屋



▲ 主屋（内部）




▲ 旧東海道沿いに建ち並ぶ旧旅籠屋「清明屋」（左）と二川宿本陣

■ 景観重要建造物指定候補：旧商家「駒屋」

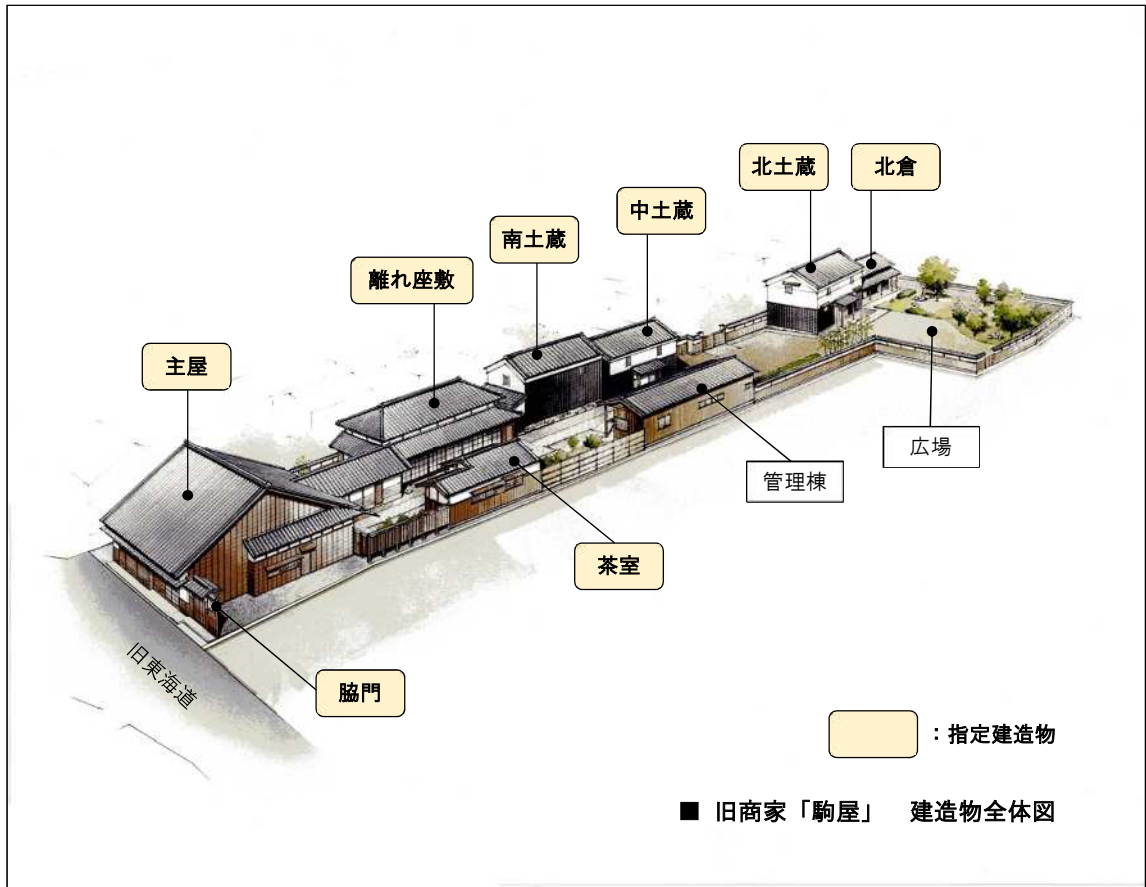
名 称	旧商家「駒屋」
所 在 地	豊橋市二川町字新橋町 21 番地
所 有 者	豊橋市（教育委員会 美術博物館）
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構造・規模	<p>主 屋：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 182.64 m² 脇 門：木造平屋建て、棧瓦葺き 離れ座敷：木造平屋建て、寄棟造、棧瓦葺き、床面積 105.08 m² 茶 室：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 26.85 m² 南土蔵：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 70.26 m² 中土蔵：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 81.72 m² 北土蔵：木造 2 階建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 137.46 m² 北 倉：木造平屋建て、切妻造、棧瓦葺き、床面積 38.49 m²</p> <p>※ 棟の区分等は、商家「駒屋」保存修理工事報告書による。</p>
建築年代	<p>主 屋：文化 11 年（1814） 脇 門：明治末期～大正期 離れ座敷：明治末期～大正期 茶 室：明治末期～大正期 南土蔵：安永 3 年（1774） 中土蔵：安政 3 年（1856） 北土蔵：明治末期～大正期 北 倉：嘉永 3 年（1850）</p> <p>※ 建築年代は、商家「駒屋」保存修理工事報告書による。</p>
指定の範囲	<p>建造物 8 棟 * 復原建造物のみ。管理棟は含まず。</p>

<p>建造物の概要 と 外観の特徴</p>	<p>旧商家「駒屋」は、江戸時代後期から大正時代に「駒屋」の屋号で商家を営んだ田村家の遺構である。当時の典型的な商家の姿が保存されている極めて貴重な建造物である。</p> <p>田村家は、初め医師を、後に米穀商・質屋を生業とした。商人としてばかりでなく、宿村役人としても随一の有力者であった。</p> <p>平成 14 年（2002）、貴重な商家の遺構を後世に残すため、田村家より建物寄附の申し出があり、豊橋市ではこれを受け、整備事業を計画し、平成 15 年（2003）5 月に市の有形文化財に指定した。平成 21 年度に復元計画図を作成し、平成 23 年度には実施設計、平成 24～27 年度で改修復原工事を行い往時の姿に復原し一般公開した。</p> <p>開館以来、二川宿の歴史と文化の継承発展の場、二川宿の地域資源を全国に発信する場、地域住民や二川宿を訪れる人々の交流の場として活用され、各種企画展やイベントが開催され、市内外から多くの人々が訪れている。</p> <p>駒屋は、正面間口約 12m、奥行き約 108m の細長い敷地に、主屋・脇門・離れ座敷・茶室・南土蔵・中土蔵・北土蔵・北倉の 8 棟の建造物が建ち並び、宿場町の典型的な商家の姿を見ることができる。</p> <p>旧東海道に面する主屋は、二川宿のまち並みの特徴である切妻平入りの外観を有し、深い軒の出が趣のある陰影を生み出している。表構えには、出格子が設けられ、東側に、茶室に客人を導くための脇門が造られている。</p> <p>主屋の北には、渡り廊下を介して寄棟造の離れ座敷が建ち、その東には茶室が設けられ、文人でもあった田村家の暮らしを彷彿とさせる。</p> <p>離れ座敷の北には、南土蔵・中土蔵・北土蔵・北倉が建ち並び、敷地西側の瀬古道に沿って、主屋から北倉まで板と漆喰の壁面が連続し、その眺めは二川宿で最も趣のある景観を創り出している。</p> <p>南土蔵は、他の 2 棟の土蔵と異なり妻面に土蔵扉が付き、離れ座敷と同じ亀甲切石積みの基礎となっており、駒屋にとって大切な土蔵であったことがわかる。中土蔵は、平面に扉が設けられ、扉上枠は円形で、基礎は粗石積みである。北土蔵は、他の 2 棟より一回り大きく、基礎は亀甲間知石を用いている。</p> <p>このように、江戸時代後期から大正時代の姿に復原した駒屋の建造物は、それぞれの棟が特徴的な外観を有しており、二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。また、その歴史・学術上の価値の高さから、平成 15 年に市の有形文化財に指定されている。</p>
--------------------------------------	--

<p>指定基準への 適合状況</p>	<p>本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている <p>また、旧東海道に沿って建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。</p>
<p>指定の理由</p>	<p>本建造物は、江戸時代後期から大正時代に「駒屋」の屋号で商家を営んだ田村家の遺構で、改修復原工事により、当時の姿に復原したものである。主屋・脇門・離れ座敷・茶室・南土蔵・中土蔵・北土蔵・北倉の建物が保存され、江戸時代後期から大正時代の当地域の典型的な商家の外観を有し、二川宿の歴史的なまち並み景観形成の規範となるものである。</p> <p>また、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りになっており、その歴史・学術上の価値の高さから、市の有形文化財に指定されている。</p> <p>以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。</p>
<p>文化財の指定等</p>	<p>豊橋市指定有形文化財（平成 15 年 5 月 20 日指定）</p>
<p>写 真</p>	

■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	<p>本建造物は、東海道二川宿の３つの重要な遺構（本陣・旅籠屋・商家）のうちの一つで、二川地域のまちづくりの中心的な施設になっている。旧東海道に面して、江戸時代後期の典型的な商家の外観を見せ、二川宿本陣や旧旅籠屋「清明屋」とともに二川宿のまち並み景観の主役となっており、本市を代表する歴史的建造物にもなっている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。</p>
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	<p>本建造物は、江戸時代後期から大正時代に「駒屋」の屋号で商家を営んだ田村家の遺構で、改修復原工事により、当時の姿に復原したものである。主屋・脇門・離れ座敷・茶室・南土蔵・中土蔵・北土蔵・北倉の建物が保存され、江戸時代後期から大正時代の当地域の典型的な商家の外観に復原されている。その歴史・学術上の価値の高さから、市の有形文化財に指定されている</p> <p>このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。</p>
③	地域の良好な景観形成の規範となるものである	○	<p>本建造物は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき指定した「二川宿景観形成地区」にある。本地区では、「歴史的な建造物と新たな建物が美しく調和したまち並み」を目標とし、地域住民と大学、市が協働でまち並み景観形成に取り組んできている。</p> <p>江戸時代後期から大正時代の姿に復原された商家の建造物は、二川宿の景観の主役であり、これらに調和するよう歴史的なまち並み景観形成が進められている。</p> <p>このように、本建造物は、地域の良好な景観形成の規範となるものである。</p>
④	市民に親しまれ、愛されている	○	<p>本建造物は、田村家が、貴重な商家の遺構を後世に残したいとの思いで市に寄贈したものである。寄贈を受けた市は、改修復原を行い一般公開している。開館以来、市内外から多くの人々が訪れ、二川地域のまちづくりの中心的な施設としても活用されている。</p> <p>また、二川宿のまち並み景観の主役になっており、本市を代表する歴史的建造物として地域の誇りにもなっている。</p> <p>このように、本建造物は、広く市民に親しまれ、愛され続けているものである。</p>



▲ 主屋と脇門



▲ 主屋と旧東海道



▲ 商家「駒屋」と瀬古道：右側の建物が駒屋（南から北を望む）